

自筆証書遺言の方式緩和が行われたことから、財産目録を添付する方法による自筆証書遺言の見本を作成しました。自筆証書遺言を作成する場合には、最低限以下のような内容については、遺言書に具体的に記載しておくべきと考えます。

遺言書（自筆証書遺言の見本）

遺言者・山本春雄は、以下のとおり遺言する。

第1条 遺言者は、遺言者の有する現金、預貯金、上場株式、投資信託及び有価証券を、遺言執行者によって解約・換金処分し、遺言者の債務及び葬式費用を控除した残額（第2条において「現金等の残額」という）を、長女・〇〇夏子（昭和〇〇年〇月〇日生まれ）及び二男・山本秋夫（昭和〇〇年〇月〇日生まれ）に、それぞれ1/2（1人当たり5,000万円を上限とする）ずつ相続させる。

第2条 妻・冬子（昭和〇〇年〇月〇日生まれ）に、別紙1の不動産及び第1条の現金等の残額が1億円を超える場合には、その超える部分の金額を相続させる。

第3条 長男・山本太郎（昭和〇〇年〇月〇日生まれ）に、別紙2の不動産及び別紙3のゴルフ会員権を相続させる。

第4条 遺言者は、遺言者の有する前条までに記載した財産を除くその余の財産全部を、前記妻・冬子に相続させる。

第5条 遺言執行者として前記山本太郎を指定する。遺言執行者に対して遺言執行に必要な一切の権限（貸金庫の開扉、内容分の受領、貸金庫契約の解約等を含む）を付与する。

第6条 遺言者は、前記妻・冬子が遺言者の死亡以前に死亡していた場合は、第2条及び第4条により同人に相続させるとした財産全部を、前記山本太郎に相続させる。

令和元年7月1日

大阪市北区大淀南1丁目2番3号

遺言者 山本 春雄 印

※ 自筆証書遺言に、パソコン等で作成した目録、銀行通帳のコピーや不動産の登記事項証明書等を目録として添付することができます。その場合、各頁に署名押印することを要するとされています。

自筆証書遺言を作成する場合に、以下のように記載するようにします。

- ① 受遺者の名前だけを記載しても、同姓同名がいることから、遺言者との続柄や受遺者の生年月日を付記することが基本です。
- ② 金融資産は遺言書作成時から遺言者の死亡までの間に、取引金融機関の変更や、金額の増減が考えられることなどから、金融機関を特定することなく相続開始時の金融資産を換金・処分して現金化し、その金額を持分で相続させるように記載する方法が無難です。
- ③ 遺言者の債務及び葬式費用などについて、誰がどのように負担させるのかについても言及しておくことが賢明です。
- ④ 遺言書に書き切れない財産については、一括して相続させる人を指定しておくようにします。
- ⑤ 遺言執行者を指定しておきます。遺言執行者の定めがあれば、遺贈の履行は、遺言執行者のみが行うことができます。(民法1012条②)
- ⑥ 受遺者が遺言者の配偶者や兄弟姉妹の場合には、遺言者よりも先に死亡することも想定されることから、補充遺贈をしておくことが望ましいと考えられます。

(文責：山本和義)